

地域集会施設の修繕費等にかかる補助金交付要綱

(目的)

第1条 地域集会施設の整備を図るため、常会団体が行う集会所の新築、増・改築、修繕等に要する経費に対し、次のとおり予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業の種類及び補助率)

第2条 村内各地域所有の集会所の新築、増・改築、修繕等を対象とし、補助率は次のとおりとする。

(1) 新築、増・改築に対する補助率

事業費の70%以内とする。ただし、1㎡当たり単価17万円を越える場合は建築延面積に17万円を乗じて得た額の70%以内とする。

(2) 修繕等に対する補助率

事業費の70%以内とする。ただし、1㎡当たり単価17万円を越える場合は建築延面積に17万円を乗じて得た額の70%以内とする。

(3) イス購入に対する補助金

1脚の上限を1千円とし、数量は各常会構成世帯数を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金を受けようとする常会団体は、改築等の事業計画書及び工事費の見積書を提出し、村長の承認を得て事業に着手し、工事完了後に補助金交付申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 完成写真

(3) 領収書

(4) その他指示する書類

(補助金交付の決定)

第4条 補助金の交付申請書の提出があったときは、速やかにその申請事業が本交付要綱に適合するかどうかを審査し、適合する場合は予算の範囲内で補助金の交付を決定することとする。

(定めのない事項)

第5条 この要綱に、定めのない事項については、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。